

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第80回理事会

平成17年4月

第80回 理事会次第

平成17年4月8日

四谷・アクリル麹町

1. 定足数報告
2. 総事務署名人選出
3. 議題
当面の諸事項について
4. その他

資料

ページ

【事務局報告】

- | | |
|------------|-----|
| 1 役員改選について | 1~2 |
| 2 韓国関係について | 3~6 |

【議案事項】

- | | |
|-----------------------|-----|
| 1 三役の選出について | 1 |
| 2 運営審議会委員理事枠2名の推薦について | 1 |
| 3 国際シンポジウム広報（案）について | 7~9 |

韓国元「慰安婦」・むくげ親睦会

会長 様

拝啓

かねてからご要望されております療養所建設などに関することについて、ここに書面にてお返事申し上げます。

アジア女性基金の償い事業は、国民からの募金による償い金、政府からの医療福祉支援事業、そして内閣総理大臣からのお詫びの手紙をお届けすることを内容として定められております。

ご承知のごとく、この償い事業はフィリピン、韓国、台湾に対して終了しております。

さんのご要望に対しては、従前より申し上げてまいりましたが、アジア女性基金の事業として実施することは、定められた事業内容からすれば出来ない状態です。理事会でも討議いたしましたが、結論は変わりませんでした。

誠に心苦しく存じますが、このことをお伝えいたします。よろしくご理解いただきたくお願ひいたします。

なお、皆様からのこれまでのご要望につきましては、切実なご要望として、その都度、日本政府にお伝えしてきているところでありますが、アジア女性基金終了後どのような方策が取りうるのかも含め、一層の検討を働きかけてまいります。

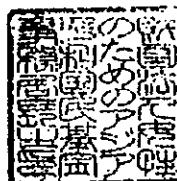
さんのご健康を衷心よりお祈り申し上げます。

敬具

2005年3月31日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

専務理事・事務局長 伊勢桃代



한국 전 "위안부" · 무공화친목회
회장님

근계

예전부터 귀하께서 요망해오신 요양소건립 등에 관한 안건에 대하여, 이 서면으로 회답하고자 합니다.

아시아여성기금 보상사업은 국민으로부터의 모금에 의한 사죄금, 및 정부로부터의 의료복지지원사업, 또한 내가총리대신으로부터의 사죄 편지를 전달하는 것으로 그 내용이 정해져 있습니다.

아시나시피 이 보상사업은 필리핀, 한국, 대만에 대하여는 이미 종료하였습니다.

회장님의 요망에 대하여는 예전부터 말씀해왔습니다만 아시아여성기금 사업으로서 실시하는 것은 기금 사업으로 정해진 사업내용에 포함되어 있지 않으므로 할 수 없는 상태입니다. 이 문제에 대하여는 이사회에서도 검토하였습니다만 결론은 똑 같았습니다.

대단히 죄송합니다만 이렇게 결론이 나온 것을 전해 드립니다. 부디 이해하여 주시기 바랍니다.

그런데 이제까지 여러분께서 하신 요망에 대하여는 절실한 요망으로서 그때마다 일본 정부에 전해드렸으며, 아시아여성기금 종료 후에 어떠한 방책이 가능할지도 포함하여 더욱 더 검토하도록 정부에 요청해나갈 작정입니다.

회장님께서는 부디 건강에 유의하시고 잘 지내시기를 기원합니다.

경구

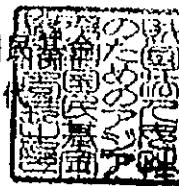
2005년 3월 31일

재단법인 여성을 위한 아시아평화국민기금
전무이사 · 사무국장 이세 모보요

2005年 3月 31日

財団法人女性のためのアジア平和国民基金

専務理事・事務局長 伊勢 桃代



横田 雄一 弁護士 気付
様

去る2月14日、財団法人女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)
訪問時に要請のありました事項について、下記のとおりご報告します。

記

- 1) アジア女性基金の償い事業に対する申請の必要書類を受け取りました。
- 2) 償い事業につきましては、提出書類に基づき、適正にこれを実施いたしました。
- 3) アジア女性基金の償い事業に対する申請の受理と事業の実施については、当方の関与する範囲において、適正に執り行われたことを再度確認いたしました。

ご本人におかれましては、ご健康に留意され、お暮らしになられますよう、心より願っております。

2005년 3월 말일

재단법인 여성을 위한 아시아평화국민기금
전무이사 · 사무국장 이세 모모요

요코타 유우이치 변호사 전교

귀하

지난 2월 14일, 저희 재단법인 여성을 위한 아시아평화국민기금 방문시에
요청하신 사항에 대하여 아래와 같이 보고합니다.

기

- 1) 아시아여성기금의 보상사업 신청에 필요한 서류를 접수하였습니다.
- 2) 보상사업 전달에 대하여는 제출하신 서류에 의거하여 적정히 이것을 실시하였습니다.
- 3) 아시아여성기금의 보상사업에 대한 신청 접수와 사업 실시에 대하여는 저희가 간여하는 범위에서 적정히 실시되었음을 재확인하였습니다.

할머니께서 건강에 유의하시어 잘 지내시기를 진심으로 기원합니다.

広報について(案)

国際シンポジウム：過去へのまなざし、未来への構想
——戦争責任問題をふまえて日本の現在と未来を考える——

1. ちらし発送。シンポジウム案内ちらしを印刷し、全国自治体、女性センター、国会議員、マスコミ、市民団体、在日外国公館、国連出先機関、このテーマに関係すると思われる専門家などに宛てて、DMを発送する。
2. 基金ホームページでのお知らせ。
3. インターネット上のメーリングリストで、お知らせを配信。戦争責任、女性の人権、外交、マスメディアなど、このシンポジウムに関連すると思われるテーマのメーリングリストに、お知らせを配信する。
4. パネリスト自身のホームページやインターネット・メーリングリストを活用。
5. 基金独自のインターネット・メーリングリストの充実とお知らせ配信。
6. 新聞広告。後援である朝日新聞のほか、基金独自の意見広告など。
7. 基金理事・運営委員・呼びかけ人・評議員からの紹介。このシンポジウムに出席していただけそうな方々(各理事・運営委員・呼びかけ人・評議員からそれぞれ10名以上[各理事・運営委員・呼びかけ人・評議員の身近な方や拠金をお願いして拠金していただいた方など]挙げていただければありがたく存じます)の名前を挙げていただき(事務局から用紙を送付しますので、記入してお戻し下さい)、事務局よりお知らせと出席依頼の手紙を送付する。
8. 上記7で名前を挙げていただいた方々には、各理事・運営委員・呼びかけ人・評議員ご本人からも、直接御出席をお勧めいただく。
9. その他

2005年度、2006年度に用意している二大シンポジウムの一つであり、会場は最大350名収容できるホールですので、基金として全力を挙げて広報に努め、最低200名の出席を確保したく存じます。

2005/04/08
p1/1

国際シンポジウム：過去へのまなざし、未来への構想

——戦争責任問題をふまえて日本の現在と未来を考える——

【企画の趣旨】

このシンポジウムは、第二次大戦終結後60周年を迎える2005年に、「負の過去」を含む日本の近現代の歴史を過去へのまなざしを踏まえた未来の公共性の構築の可能性という視点から考え、論じ合い、それを日本の市民と分かち合うことを目的とする。

戦争責任や植民地支配責任などの問題は、これまでもさまざまな形で論じられ、政治的にも鋭い対立を招いてきた。「慰安婦」問題もそのひとつである。本シンポジウムは、こうした過去の議論や論争をなぞることを目的とするものではない。むしろ、現在および未来の公共性の担い手として、政府、NGO、メディアを共通の土俵で扱い、戦後こうした問題に取り組んできた(あるいは来なかった)政府、NGO、メディアの政策や行動、報道を再検討したい。そのために、日本の過去と直接のかがわりをもつアジア諸国からのまなざしを受け止め、同時に、諸国とのさまざまな償い、補償、和解のプロセスから学ぶことによって、取り返しのつかない過去をいかに未来を生きる上での教訓とし、糧としていくべきかを考えたい。

過去の克服は、第一次的には日本の政府と国民が果たすべき課題である。しかし、それは同時に、その過去にかかわる諸国の政府と国民がいかに過去と現在の日本を正しく認識し、自らとの新たな関係を創り出そうと努めるか、という問題ともかかわっている。このシンポジウムでは、こうした基本認識の下に、日本の「負の過去」に対する日本政府の政策の功罪だけでなく、韓国政府、中国政府、米国政府など、関係国の政府がとってきた対応とるべき対応の姿、それら諸国のメディアとNGOの役割と責任についても、幅広く議論したい。

【時期と形式】

- ・ 2005年7月15日(金)、16日(土)、17日(日)
- ・ 7月15日18:00までに箱根の会議場(小田急ハイランドホテル)にパネリストが集合し、
- ・ 16日の午前午後に、非公開の専門家会議を行う。
- ・ 17日午前中に東京に移動し、
- ・ 17日14:00-18:00、国連大学ウ・タント会議場において公開フォーラム
- ・ 後援:朝日新聞社

【公開フォーラムパネリスト】

1. アメリカ:入江昭(ハーバード大学教授) ※確定
2. ドイツ:フランク・エルベ(元ドイツ連邦共和国駐日大使) ※確定
3. 韓国: ※交渉中
4. 日本:草野厚(慶應義塾大学教授) ※確定
5. 日本:上野千鶴子(東京大学教授) ※確定
 - ・ 船橋洋一(朝日新聞社コラムニスト)※確定、モデレーター
 - ・ 大沼保昭(東京大学教授)※確定、前日の専門家会議の報告

上記の 7 名に加え、

【専門家会議出席者】

1. 韓国:李元雄(韓国関東大学校教授) ※確定
2. オランダ:マルガリータ・ハマー(事業実施委員会 PION 委員長) ※確定
3. アメリカ:サラ・ソー(サンフランシスコ州立大学準教授) ※交渉中
4. 日本:田中明彦(東京大学教授) ※確定
5. 日本:内海愛子(恵泉女学園大学教授) ※確定

さらに、テーマに沿ってアジア女性基金理事・委員にも参加を依頼する。

関係資料

AWF関連

1

新聞切り抜き
「慰安婦」・戦後問題関連

2-25

新聞切り抜き
女性・人権問題関連

26-32

人身売買問題をめぐる

婦人議員との懇談会

国連の女性議論者連合会
アメリカ国連省からも
勧告・非難された日本の人身被質問題をめぐり、一月十九日、定例会後に憲法交換金を商ました。民主党、ドン人の強調派、公明党、日本共産党、社民党の議員をはじめ、後者を中心として約四十人を越える参加で選舉にむけた交換されました。

浜田義和子議員（公認党）は、与党はプロジェクト制をつくり大回合会をもつた。人材が豊富、権力者も保護政策、在留資本など三策をもとめて行動計画をつくった。その実施のため民間から二千の一般保護者を助けるために年間予算一千〇〇〇万円をついた。DVA政策が使われていならぬで、それを人自身にかねむりいか可能。船の運送が求められる。

初から野原が新幹線制度を推進するとして大きな集会を説いて、国会議院は大勢を募りはじめる。立候補者には、大勢を募るにあらざらず、実力あるものにこだわる。「行動計画」とともに新選議院ではじめられた。

支那の鐵道、機械を国所轄し、運営や手配の権限の配分が必要。要は入れ替りを実現せよ。既存の人民保護法とは別の法律が必要の上には反対意見あり、活動は意見を聞き取れ。

田中もつ千鶴（山川也）から“民主党としての推進したい。桂河幹鶴・吉村眞にいひじりくわから問題”、櫻井義典（大出井）からは“野生動物保護会”子算委員会で一揆反対を反対した。だが十一月にアロジックトモを立ち上げたと交渉した。奥野泰造をつくりたいが通用で処理したらどうしていいか、園田謙吉の方々から難題があつた。専用券から行駆計画

るのかが問題。井上喜十議員（共産党）から、人身売買問題で日本は被虐者を犯罪者扱いしては国際法とアメリカからも指摘を受け、政府は人身取引の被虐者を保護の対象ではありませんか？

どうりではなく独立法が必要で、国内法の改正をうながしています。「人身売買は犯罪である」とことをわざと強調し、リードされ、多くの人が多い、その人たちを警官や警察をしてからふるくへの対応は？ 移送、保護など行政法系政策が必要。

えられた天祐ある法律にほんとうに頼らうと思いました。

として位置づけ「行動」 東京都などに帰国する被審 (新日本婦人の会古田和子)

日本弁護士連合会への要望書

卷一百一十一

おまけに、おまえのやつらは想わ
ねえだ。今度はおまえが田舎者、
おまえがおまえが田舎者だとおも
ふくからせてもらひただ物書い
だ。

高橋先生はよく人を説教す
べしと云ふ。今度は田舎者出
稼路東郷田舎者を説教する想
りで立派な形だった。田舎者
説教は田舎者を田舎者だ
てお咎めのトボ十分にこ
廣範のりんりん身を出で。

乗じた車の運転の不確陥土
地盤の急傾斜

「お前がよく日本へ
お出でなさい。」
「100年前は薩摩
藩の領土でした。」
「薩摩は田舎で、お通
じません。因みに、
お前を指す」枝繁
です。お人情を
おどらせますからね。
「お前がよく日本へ
お出でなさい。」

第七回「慰安婦」問題連帶會議決議

「扶助公金貸付制度」（以下「扶助公金制度」と記す）は、農業生産者等の生産活動に必要な資金を、扶助公金を貸付する制度である。扶助公金制度は、扶助公金の貸付額と扶助公金の返済方法によって、扶助公金制度（扶助公金の貸付額が扶助公金の返済額の1.5倍未満の制度）と扶助公金制度（扶助公金の貸付額が扶助公金の返済額の1.5倍以上の制度）とに分類される。

「國出の裏切を
〇〇大母以
て懲罰した。
多くの日本
百姓が懲罰され
た。」

2. なぜそれが「日本政府が
公私萬事・増減・貿易貿
易を許さずせばし」と日本
の開港税金は既に既得権利を
侵害する国へいき詰めだら。
〔載後文の生贋見上〕

【連続講義はるか】
三木田「女性論」制度
の歴史と女性社会に与えた影響
を軸に、日本社会の変遷を読み解く。
開運人経済論会議・北京
ラス10、11日開催の国際
会議で国際社会に影響
を及ぼす。
日本女性政策の責任
を担うた「女性国際研

また【我後六十年歌合上五】

- が
お
い
現
大
陸
は
生
れ
た
だ
が
ま
で
ア
ジ
ア
シ
本
軍
を
そ
し
、
金
に
復
を
受
關係
源
が
1. 日本国「治安維」問題
解決促進を実現し、公
式道歉と補償を実現する
2. 日本国政府に対する国連
人權機関の勧告実施を求
める国際人權運動を展開
する。
3. 日本国「治安維」問題
の解決を求める世界同時
デモ及び原爆行動を八月
に行う。
4. 日本国「治安維」問題
の事実を各國の教科書に
記述し、次の世代に傳える。
特に、日本は本邦の
日帝統治殖民地として日本
「治安維」を肯定する教科書の採用
を阻止する。
5. 出する。
残された日本は「治安
維」裁判を、アジアでは是
確にして支障する。

犯連延」を亞細・縮小し
た上で日本報道に対する政
治介入に抗議し、真相を
究明する。
4. 日本国「治安維」問題
に関する文書を併記する
も「日本及び周辺国に求
める。
5. 各國・各地で取り組み
が始まっている記録・記
憶の保存と教育活動のた
め、ムニーシアム・ネット
ワークを構築する。
6. 女性の人権擁護のため
社会にある性差別と謎め
非暴力・平和の社会的実
現を目指す民族社会の創
立と運動と運動する。

1100五年二月十三日東京
第十七回 日本国「治安維」
問題アジア連帯会議
参加者一同

を求める統計でわざと被説得者の声を無効にして選ばれられた

第一裁判を、アジアで選ばれて支取る。

十四回 日本側「東洋会議」
選アジア運営會議
参考書一同

参加者一

戦時性的強制被害者問題をめぐる

風 5月のたより



2006年5月17日

編集発行：「慰安婦」問題の立法解決を求める会、プロジェクトチーム・シナプス

「国連人権理事国にふさわしい対応を 「慰安婦」問題でも示すよう求めます

— 「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」の早期制定を

6月から始まる新しい国連
人権理事会の理事国として日本も
立候補し、5月の日本の総会で
47理事国の1つとして、イン
グランドネシア・バンガルト
・シヨ・韓国・中国などとともに
選ばれました（シヨの場合は13）。

日本の立候補に賛成ですが、
人権問題に取り組むといつか
思われました。理由は、国連
の歴史的人権機関が日本の「慰
安婦」問題に関する100
年以降振り返り、改訂を求め
て都合にむかわいいが、日本
政府がひじした結果や指摘を
無視しきつてきただけです。

国連人権委員会の「女性への
暴力」特別報告者のラディ
カ・クマラスワミ博士が人権
委員会に提出した報告書と勧
告に始まり、98年には人権小
委員会にケイ・マクトウーカ
ル特別報告者が報告と勧告を
提出しています。

8年のマクトウーカル最
終報告でも「日本政府は法的
責任を認めず、被害者への賠
償を行わず、国際法上の責任
を果たしていない」と厳しく
指摘されました。

結果たゞて日本が選ばれた姿勢は、
ひの謙虚なべきである。

クラスマツミ報道者も、01

日本の裁判所も被害事業と

年の報告書と03年の最終報
告書で法的責任を受け入れず、
被害者への賠償を拒否してい
る日本政府を名指しで強く批
判しています。

■人権委だけでなく、社会権
規約委、女性差別撤廃委も
国連社会権規約委員会も
01年に「女性のためのアジ
ア平和国民基金」は当事者か
ら受け入れ可能な措置とは認
められていない」と指摘。早
急な補償を勧告しています。

他方、国連女性差別撤廃委
員会は03年日本政府報告に
対する最終コメントで、「慰
安婦」問題での水準的な解決
策を見出すよう努力すること
を勧告する」と述べています。

法的責任を認定しています。
韓国、台湾、フィリピンなど
の政府は93年から被害を認
めた。しかし、日本政府は「支援
ではなく、国連人権理事国に
りません。国連人権理事国に
では責任を果たしたことにな
らせぬ」と、国連人権理事會に
期制定を求めます。

みんな知つてることだけどコーナー 「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」とは

正式名称は「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」。「戦時性的強制被害者」とはいわゆる「従軍慰安婦」のことです。法案の目的は「女性の尊厳と名誉が著しく害された事実を踏まえ、謝罪の意を表し、名誉等の回復に資するための措置を国の責任において講ずるために必要な基本的事項を定める」こと。金銭の支給を含む名誉回復措置等の内容は、内閣府に置かれる「戦時性的強制被害者問題解決促進会議」で調査を行ない、定める。2001年以降民主・共産・社民党・無所属議員らが参議院に6回提出。今国会でも3月末に參議院に提出されました。